高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 公開日 2014年 03月 28日

1 規則等の題名

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

2 根拠法令・条項

高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例(平成 25 年高知県条例 第 92 号)

3 規則等の制定日

平成26年3月28日(金曜日)

4 結果公示の日

平成26年3月28日(金曜日)

5 適用除外条項

高知県行政手続条例(平成7年高知県条例第45号)第38条第4項第8号に該当

6 適用除外の理由

高知県警察の設置及び定員に関する条例(昭和 29 年高知県条例第 14 号)の一部改正に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであるため。

7 規則等の概要

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 別添のとおり

8 参考資料

高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例(平成 25 年高知県条例 第 92 号)

別添のとおり

9 担当課・連絡先

高知県警察本部交通部運転免許センター 電話 088 - 893 - 1221(内線 251)

公安委員会規則

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

高知県公安委員会委員長 山﨑 實樹助

高知県公安委員会規則第3号

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

高知県道路交通法施行細則(昭和35年高知県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「いの署長」を「土佐署長(当該警察署の分庁舎で受け付ける場合に限る。)」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 優良運転者(法第92条の2第1項の表備考一の2に規定する優良運転者をいう。) 又は高齢者講習終了者(法第108条の2第1項第12号に掲げる講習を受講し、規則第38条第15項の規定により高齢者講習終了証明書の交付を受けた者をいう。) による法第101条第1項の規定による免許証の更新の申請 高知、高知南、高知東及び土佐の各署長(高知東署長にあっては当該警察署の分庁舎で受け付ける場合に限る。)

第1条第2項中「高知、高知南又はいのの各警察署の管轄区域内」を「高知市内」に改め、「(高知又は高知南の各警察署の管轄区域内に住所地を有する者にあっては、第3号及び第8号から第11号までに掲げる申請及び届出を除く。)」及び第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項第6号中「(優良運転者による申請を除く。)」を削り、同号を同項第5号とし、同項中第7号を第6号とし、第8号から第11号までを削り、第12号を第7号とする。

第15条の2第3項及び第4項中「又は高知南」を「、高知南又は高知東」に、「行う場合」を「行う場合(高知東署長にあっては、当該警察署の分庁舎で受け付けるときを除く。)」に改める。

第18条の4中「交付は、」を「交付は、当該申請を受け付けた」に、「を含み、高知、高知南及びいのの各警察署を除く」を「を含む」に改める。

別表第2国道55号の項中「香南市香我美町徳王子字花宴399番1地先」を「香南市野市町東町字ツノ丸1134番1地先」に改め、同表国道321号の項中「土佐清水市旭町435番」を「四万十市不破字巾着島2052番21地先」に改め、同表中

国道381号

高岡郡四万十町東町138番13から高岡郡四万十町大井野字春日田707番地先

_		
<u> </u>		
4	. (»	
ュ	(

を「

国道381号	高岡郡四万十町東町138番13から高岡郡四万十町大井野字春日田707番地先まで
国 道 439号	吾川郡いの町下八川字弘瀬甲586番1地先から吾川郡仁淀川町川口字イチ井ノキ谷40番1地先まで

に改め、同表県道春野赤岡の項中「高知市長浜字東並松6018番4地先から南国市前浜字鳥喰840番2地まで」を「高知市春野町仁ノ字中洲3837番2から香南市吉川町吉原字西大境2985番まで」に改め、同表県道高知南環状の項中「吾川郡いの町字砂森4195番13」を「吾川郡いの町八田字山崎2814番ロ地先」に改め、同表県道高知土佐の項中「吾川郡いの町天王南一丁目6番1地先」を「土佐市高岡町字新家丁4番2地先」に改め、同表中

県道山北岸本停 車場	香南市香我美町徳王子字野分1594番4地先から香南市香我美町岸本字ヌノ丸
	322番 6 まで

を「

県 道 山 北 岸 本 停 車 場	香南市香我美町徳王子字野分1594番4地先から香南市香我美町岸本字ヌノ丸322番6まで
県 道 高 知 空 港	香南市吉川町吉原字西大境2985番から南国市物部字高川原622番1まで

に、

県道南国伊野 南国市領石字鳥首41番9から南国市植 野字カジヤシキ216番まで

を「

県道南国伊野	南国市領石字鳥首41番9から南国市植 野字カジヤシキ216番まで
県道高知東インター	南国市稲生字馬洗2479番1から高知市 介良字スギハラ甲716番1まで

に、

県道土佐伊野	吾川郡いの町大内字ソエ84番7から吾 川郡いの町波川字一ノマト662番2ま
	川和いの町波川子一ノマト002番2ま
	で

を「

県道土佐伊野	土佐市高岡町字上森畠甲2044番2から 土佐市高岡町字新家丁4番2地先まで
	吾川郡いの町大内字ソエ84番7から吾 川郡いの町波川字一ノマト662番2ま
県道新居中島	土佐市新居字夷堂164番22地先から土佐市中島字是吉10番3まで
県道野見港	須崎市桐間南21番から須崎市西崎町 324番まで

に改め、同表県道須崎停車場の項中「須崎市泉町3番1地先」を 「須崎市港町10番」に改め、同表中

県道土佐清水宿	宿毛市平田町戸内字曽我ノ前3538番地先から宿毛市平田町戸内字西師高瀬
毛	先から宿毛市半田町戸内字西師高瀬
	1672番7まで

を

県道土佐清水宿毛	宿毛市平田町戸内字曽我ノ前3538番地 先から宿毛市平田町戸内字西師高瀬 1672番7まで
県道宿毛城辺	宿毛市宿毛字新塩田3824番1地先から 宿毛市宇須々木字ミソノ183番1まで

に改める。

別記様式第22号中「第117条の2第1号の2」を「第117条の2 第3号」に、「第117条の4第1項第2号」を「第117条の2の2 第1号」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

高知県道路交通法施行細則(抜粋)

(公安委員会にする申請等)

- 第1条 道路交通法 (昭和35年法律第105号。以下「法」という。)、道路交通法 施行令(昭和35年政令第270号。以下「令」という。)、道路交通法施行規則(昭 和35年総理府令第60号。以下「規則」という。)及びこの細則の規定による高 知県公安委員会(以下「公安委員会」という。)への申請及び届出は、高知県 警察本部交通部運転免許センター(以下「運転免許センター」という。)又は 当該申請若しくは届出をする者の住所地を管轄する警察署長(以下「署長」と いう。)を経由して行うものとする。ただし、次の各号に掲げる運転免許に関 する申請又は届出は、住所地以外を管轄する署長(当該各号に掲げる署長を除 く。)を経由して行うことができる。
 - (1) 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出 土佐署長 (当該警察署の分庁舎で受け付ける場合に限る。)
 - (2) 優良運転者(法第92条の2第1項の表備考一の2に規定する優良運転者 をいう。) 又は高齢者講習終了者(法第108条の2第1項第12号に掲げる講 習を受講し、規則第38条第15項の規定により高齢者講習終了証明書の交付を 受けた者をいう。)による法第101条第1項の規定による免許証の更新の申 請 高知、高知南、高知東及び土佐の各署長(高知東署長にあっては当該警 察署の分庁舎で受け付ける場合を除き、土佐署長にあっては当該警察署の分 庁舎で受け付ける場合に限る。)
- 2 前項本文の規定にかかわらず、高知市内に住所地を有する者については、次 に掲げる運転免許に関する申請又は届出は、運転免許センターを経由して行う ものとする。
 - (1) (2) 略
 - (3)・(4) 略
 - (5) 法第101条第1項の規定による免許証の更新の申請
 - (6) 略

高知県道路交通法施行細則(抜粋)

(公安委員会にする申請等)

- 第1条 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)、道路交通法 施行令(昭和35年政令第270号。以下「令」という。)、道路交通法施行規則(昭 和35年総理府令第60号。以下「規則」という。)及びこの細則の規定による高 知県公安委員会(以下「公安委員会」という。)への申請及び届出は、高知県 警察本部交通部運転免許センター(以下「運転免許センター」という。)又は 当該申請若しくは届出をする者の住所地を管轄する警察署長(以下「署長」と いう。)を経由して行うものとする。ただし、次の各号に掲げる運転免許に関 する申請又は届出は、住所地以外を管轄する署長(当該各号に掲げる署長を除 く。)を経由して行うことができる。
 - (1) 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出 いの署長
 - (2) 法第92条の2第1項の表備考一の2に規定する優良運転者(次項第6号 において「優良運転者」という。)による法第101条第1項の規定による免 許証の更新の申請 高知、高知南及びいのの各署長

- 2 前項本文の規定にかかわらず、高知、高知南又はいのの各警察署の管轄区域 内に住所地を有する者については、次に掲げる運転免許に関する申請又は届出 (高知又は高知南の各警察署の管轄区域内に住所地を有する者にあっては、第 3号及び第8号から第11号までに掲げる申請及び届出を除く。)は、運転免許 センターを経由して行うものとする。
 - (1)・(2) 略
 - (3) 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出
 - (4)・(5) 略
 - (6) 法第101条第1項の規定による免許証の更新の申請(優良運転者による 申請を除く。)
- (7) 略
- (8) 法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請及び他の種類の

(7) 略

3 略

(申請用写真の添付の省略)

第15条の2 法第101条第1項に規定する免許証の更新を受けようとする者は、 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の更新申請書に申請用写真(規 則第17条第2項第8号に規定する申請用写真をいう。以下この条において同 じ。)を添付することを要しない。

(1) • (2) 略

- 2 略
- 3 法第104条の4第1項の規定により他の種類の免許を受けたい旨の申出をする者は、高知、高知南又は高知東の各署長を経由して行う場合(高知東署長にあっては、当該警察署の分庁舎で受け付けるときを除く。)を除き、規則第30条の9第1項の申請書 に申請用写真を添付することを要しない。
- 4 法第104条の4第5項の規定により運転経歴証明書の交付の申請をする者は、 高知、高知南又は高知東の各署長を経由して行う場合(高知東署長にあっては、 当該警察署の分庁舎で受け付けるときを除く。) 項の運転経歴証明書交付申請書に申請用写真を添付することを要しない。

(免許証の交付)

第18条の4 法第92条第1項の規定による免許証の<u>交付は、当該申請を受け付け</u> た運転免許センター又は警察署(分庁舎を含む。)において行うものとする。 免許を受けたい旨の申出

- (9) 法第104条の4第5項の規定による運転経歴証明書の交付の申請
- (10) 規則第30条の12第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の 届出
- (11) 規則第30条の13第1項の規定による運転経歴証明書の再交付の申請 (12) 略
- 3 略

(申請用写真の添付の省略)

第15条の2 法第101条第1項に規定する免許証の更新を受けようとする者は、 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の更新申請書に申請用写真(規 則第17条第2項第8号に規定する申請用写真をいう。以下この条において同 じ。)を添付することを要しない。

(1) • (2) 略

- 2 略
- 3 法第104条の4第1項の規定により他の種類の免許を受けたい旨の申出をする者は、高知又は高知南の各署長を経由して行う場合を除き、規則第30条の9 第1項の申請書に申請用写真を添付することを要しない。
- 4 法第104条の4第5項の規定により運転経歴証明書の交付の申請をする者は、 高知又は高知南の各署長を経由して行う場合を除き、規則第30条の10第1項の 運転経歴証明書交付申請書に申請用写真を添付することを要しない。

(免許証の交付)

第18条の4 法第92条第1項の規定による免許証の交付は、運転免許センター又は警察署(分庁舎を含み、高知、高知南及びいのの各警察署を除く。)において行うものとする。

別表第2 (第9条の2関係)

路線名	区間
	略
国道55号	略
	安芸郡芸西村西分字浅津甲2179番1地先から <u>香南市野</u> 市町東野字ツノ丸1134番1地先まで(高知東部自動車 道)
	略
国道321号	<u>四万十市不破字巾着島2052番21地先</u> から宿毛市宿毛字 三反地1748番3地先まで
国道381号	高岡郡四万十町東町138番13から高岡郡四万十町大井 野字春日田707番地先まで
国道439号	吾川郡いの町下八川字弘瀬甲586番1地先から吾川郡 仁淀川町川口字イチ井ノキ谷40番1地先まで
県道桂浜はりまや	略
略	
県道春野赤岡	高知市春野町仁ノ字中洲3837番2から香南市吉川町吉 原字西大境2985番まで
	略
略	
県道高知南環状	吾川郡いの町幸町37番1から吾川郡いの町八田字山崎

別表第2 (第9条の2関係)

路線名	区間	
	略	
国道55号	略	
	安芸郡芸西村西分字浅津甲2179番1地先から香南市香 我美町徳王子字花宴399番1地先まで(高知東部自動 車道)	
	略	
国道321号	土 <u>佐清水市旭町435番</u> から宿毛市宿毛字三反地1748番 3 地先まで	
国道381号	高岡郡四万十町東町138番13から高岡郡四万十町大井 野字春日田707番地先まで	
県道桂浜はりまや	略	
略		
県道春野赤岡	高知市長浜字東並松6018番4地先から南国市前浜字鳥 喰840番2地まで	
	略	
略		
県道高知南環状	吾川郡いの町幸町37番1から吾川郡いの町字砂森4195	

	2814番ロ地先まで
	略
	略
県道高知土佐	高知市曙町一丁目462番から <u>土佐市高岡町字新家丁4</u> 番 <u>2 地先</u> まで
	略
<u>県道山北岸本停車場</u>	香南市香我美町徳王子字野分1594番 4 地先から香南市 香我美町岸本字ヌノ丸322番 6 まで
<u>県道高知空港</u>	香南市吉川町吉原字西大境2985番から南国市物部字高 川原622番1まで
県道前浜植野	略
<u>県道南国伊野</u>	南国市領石字鳥首41番9から南国市植野字カジヤシキ 216番まで
県道高知東インター	南国市稲生字馬洗2479番1から高知市介良字スギハラ 甲716番1まで
県道土佐山田野市	略
<u>県道土佐伊野</u>	土佐市高岡町字上森畠甲2044番2から土佐市高岡町字 新家丁4番2地先まで
	吾川郡いの町大内字ソエ84番7から吾川郡いの町波川 字一ノマト662番2まで
<u>県道新居中島</u>	土佐市新居字夷堂164番22地先から土佐市中島字是吉10番3まで

	<u>番13</u> まで
	略
	略
県道高知土佐	高知市曙町一丁目462番から吾川郡いの町天王南一丁 目6番1地先まで
	略
<u>県道山北岸本停車場</u>	香南市香我美町徳王子字野分1594番4地先から香南市 香我美町岸本字ヌノ丸322番6まで
県道前浜植野	略
<u>県道南国伊野</u>	南国市領石字鳥首41番9から南国市植野字カジヤシキ 216番まで
県道土佐山田野市	略
<u>県道土佐伊野</u>	吾川郡いの町大内字ソエ84番7から吾川郡いの町波川 字一ノマト662番2まで

<u>県道野見港</u>	須崎市桐間南21番から須崎市西崎町324番まで		
県道吾井郷下分	略		
県道須崎停車場	須崎市港町10番から須崎市池ノ内字池ノ内1130番1地 先まで		
	略		
<u>県道土佐清水宿毛</u>	宿毛市平田町戸内字曽我ノ前3538番地先から宿毛市平 田町戸内字西師高瀬1672番7まで		
<u>県道宿毛城辺</u>	宿毛市宿毛字新塩田3824番1地先から宿毛市宇須々木 字ミソノ183番1まで		
県道片島港	略		
略			

県道吾井郷下分	略	
県道須崎停車場	須崎市泉町3番1地先から須崎市池ノ内字池ノ内1130 番1地先まで	
略		
界道土佐清水宿毛	宿毛市平田町戸内字曽我ノ前3538番地先から宿毛市平 田町戸内字西師高瀬1672番7まで	
県道片島港	略	
略		

様式第22号(第21条関係)

			略
			より、安全運転管理者等の要件を備えな
	いこ	こととなったため	
			記
解		無免許運転の下命・容認	(道路交通法第75条第1項第1号)
		速度違反運転の下命・容認	(同 上 同 上 第2号)
任		酒酔い・酒気帯び運転の下命・容認	(同上同上第3号)
		過労運転・麻薬等運転の下命・容認	(同上同上第4号)
の		無資格運転の下命・容認	(同上同上第5号)
		過積載運転の下命・容認	(同上同上第6号)
理		放置行為の下命・容認	(同上同上第7号)
		使用制限命令違反	(同 上 第75条第2項)
由		ひき逃げ死傷事故	(同 上 第117条)
		酒酔い運転	(同 上 第117条の2第1号)
		麻 薬 等 運 転	(同 上 <u>第117条の2第3号</u>)
		無 免 許 運 転	(同 上 <u>第117条の2の2第1号</u>)

様式第22号(第21条関係)

		略
	下記の道路交通法違反行為に、いこととなったため	より、安全運転管理者等の要件を備えな
		記
解	□ 無免許運転の下命・容認	(道路交通法第75条第1項第1号)
	□ 速度違反運転の下命・容認	(同 上 同 上 第2号)
任	□ 酒酔い・酒気帯び運転の下命・容認	(同 上 同 上 第3号)
	□ 過労運転・麻薬等運転の下命・容認	(同 上 同 上 第4号)
\mathcal{O}	□ 無資格運転の下命・容認	(同 上 同 上 第5号)
	□ 過積載運転の下命・容認	(同 上 同 上 第6号)
理	□ 放置行為の下命・容認	(同 上 同 上 第7号)
	□ 使用制限命令違反	(同 上 第75条第2項)
由	□ ひき逃げ死傷事故	(同 上 第117条)
	□ 酒 酔 い 運 転	(同 上 第117条の2第1号)
	□ 麻 薬 等 運 転	(同 上 第117条の2第1号の2)
	□ 無 免 許 運 転	(同 上 第117条の4第1項第2号)

高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成25年12月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第92号

高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例

高知県警察の設置及び定員に関する条例(昭和29年高知県条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表中

Γ

名 称	位 置	管 轄 区 域
高知県高知警察署	高知市北 本町一丁 目	高知市(高知南警察署、南国警察署及び土佐警察署 の管轄区域を除く。)
高知県高知南警察署	高知市桟 橋通四丁 目	高知市のうち 池 十津一丁目 十津二丁目 十津 三丁目 十津四丁目 十津五丁目 十津六丁目 仁井田 種崎 鏡川の右岸側の区域又は浦戸湾以 西の区域(土佐警察署の管轄区域を除く。)

を-

名称	位置	管轄区域
高知県高知警察署	高知市北 本町一丁 目	高知市のうち 鏡大河内 鏡小浜 鏡大利 鏡今井 鏡草峰 鏡白岩 鏡狩山 鏡吉原 鏡的渕 鏡 去坂 鏡竹奈路 鏡敷ノ山 鏡柿ノ又 鏡横矢 鏡増原 鏡・山 鏡梅ノ木 鏡小山 鏡川の右岸 側の区域又は浦戸湾以西の区域以外の区域(高知 東警察署の管轄区域を除く。)
高知県高知南警察署	高知市桟 橋通四丁 目	高知市のうち 鏡川の右岸側の区域又は浦戸湾以西の区域(高知警察署及び高知東警察署の管轄区域を除く。)
高知県高知東警察署	高知市大津	高知市のうち 土佐山菖蒲 土佐山西川 土佐山梶谷 土佐山 土佐山高川 土佐山桑尾 土佐山都網 土佐山弘瀬 土佐山東川 土佐山中切 布師田 一宮 薊野 重倉 久礼野 薊野西町一丁目 薊野西町二丁目 薊野北町三丁目 薊野北町三丁目 薊野北町三丁目 薊野北町三丁目 薊野東町 薊野中町 薊野南町 一宮 西町一丁目 一宮西町二丁目 一宮西町三丁目 一宮西町四丁目 一宮しなね 二丁目 一宮南町一丁目 一宮南町二丁目 一宮

中町一丁目 一宮中町二丁目 一宮中町三丁目
一宮東町一丁目 一宮東町二丁目 一宮東町三丁
目 一宮東町四丁目 一宮東町五丁目 一宮徳谷
国分川の左岸側の区域又は浦戸湾以東の区域
長岡郡
土佐郡

に、

高知県南国警察署	南国市大埇	南国市 高知市のうち 大津 介良 潮見台一丁目 潮見台 二丁目 潮見台三丁目
高知県香美警察署	香美市土 佐山田町	香美市 長岡郡大豊町のうち 角茂谷 戸手野 馬瀬 北川 久寿軒
高知県本山警察 署	長岡郡本 山町	長岡郡(香美警察署の管轄区域を除く。) 土佐郡
高知県いの警察 署	吾川郡い の町	高岡郡のうち 日高村 吾川郡のうち いの町
高知県土佐警察署	土佐市高 岡町	土佐市 高知市のうち 春野町弘岡上 春野町弘岡中 春野 町弘岡下 春野町西畑 春野町仁ノ 春野町森山

を 「

高知県南国警察署	南国市大埇	南国市
高知県香美警察署	香美市土 佐山田町	香美市
高知県土佐警察署	土佐市高 岡町	土佐市 吾川郡のうち いの町 高岡郡のうち 日高村

に改める。

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

新

高知県警察の設置及び定員に関する条例(抜粋)

(警察署)

第11条 警察署の名称、位置及び管轄区域は、別表のとおりとする。

別表(第11条関係)

<u>名称</u>	<u>位置</u>	<u>管轄区域</u>
高知県高知	高知市 北本町 一丁目	高知市のうち 鏡大河内 鏡小浜 鏡大 利 鏡今井 鏡草峰 鏡白岩 鏡狩山 鏡吉原 鏡的渕 鏡去坂 鏡竹奈路 鏡敷ノ山 鏡柿ノ又 鏡横矢 鏡増 原 鏡・山 鏡梅ノ木 鏡小山 鏡川 の右岸側の区域又は浦戸湾以西の区域 以外の区域(高知東警察署の管轄区域 を除く。)
<u>高知県高知</u> 南警察署	高知市 <u>桟橋通</u> 四丁目	高知市のうち 鏡川の右岸側の区域又は 浦戸湾以西の区域(高知警察署及び高 知東警察署の管轄区域を除く。)
		高知市のうち 土佐山菖蒲 土佐山西川 土佐山梶谷 土佐山 土佐山高川

高知県警察の設置及び定員に関する条例(抜粋)

(警察署)

第11条 警察署の名称、位置及び管轄区域は、別表のとおりとする。

旧

別表(第11条関係)

<u>名_称</u>	位置	<u>管轄</u>
高知県高知	高知市 北本町 一丁目	高知市 <u>(</u> 高知南警察署、南国警察署及び 土佐警察署の管轄区域を除く。)
高知県高知南警察署	高知市 桟橋通 四丁月	高知市のうち 池 十津一丁目 十津二 丁目 十津三丁目 十津四丁目 十津 五丁目 十津六丁目 仁井田 種崎 鏡川の右岸側の区域又は浦戸湾以西の 区域(土佐警察署の管轄区域を除 く。)

高知県高知東警察署	<u>高知市</u> 大津	土佐山桑尾土佐山都網土佐山弘瀬土佐山東川土佐山中切布師田一宮薊野重一丁目薊野西町二丁目薊野北町二丁目1薊野北町三丁目薊野北町四丁目1薊野北町三丁目「1薊野北町三丁目一宮1一宮一宮1一宮一宮1一宮中1一宮東町二丁目1一宮東町二丁目1一宮東町三丁目1一宮東町三丁目1一宮東町三丁目1一宮東町三丁目1一宮東町三丁目1一宮東町三丁目1一宮東町三丁目1一宮東の区域長岡郡土佐郡				
略	略	略	略	略	略	
高知県南国 警察署	<u>南国市</u> <u>大埇</u>	南国市	高知県南国 警察署	南 <u>国市</u> 大埇	南国市 高知市のうち 大津 介良 潮見台一丁 目 潮見台二丁目 潮見台三丁目	
<u>高知県香美</u> <u>警察署</u>	<u>香美市</u> 土佐山 田町	<u>香美市</u>	高知県香美 警察署	香美市 土佐山 田町	香美市 長岡郡大豊町のうち 角茂谷 戸手野 馬瀬 北川 久寿軒	

略	略	略
高知県南国 警察署	南 <u>国市</u> 大埇	南国市 高知市のうち 大津 介良 潮見台一丁 目 潮見台二丁目 潮見台三丁目
高知県香美		香美市 長岡郡大豊町のうち 角茂谷 戸手野 馬瀬 北川 久寿軒

高知県土佐 警察署	土佐市 高岡町	<u>土佐市</u> <u>吾川郡のうち いの町</u> <u>高岡郡のうち 日高村</u>
略	略	略

高知県本山	長岡郡 本山町	長岡郡(香美警察署の管轄区域を除 <u>く。)</u> 土佐郡
高知県いの 警察署	吾川郡	高岡郡のうち 日高村 吾川郡のうち いの町
高知県土佐 警察署	土 <u>佐市</u> 高岡町	土佐市 高知市のうち 春野町弘岡上 春野町弘 岡中 春野町弘岡下 春野町西畑 春 野町仁ノ 春野町森山
略	略	略